# 令和3年度第1回公聴会及び 第2回山口県日本海海区漁業調整委員会 議事録

令和3年6月14日

山口県日本海海区漁業調整委員会

令和3年度第1回公聴会及び第2回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録 【公聴会】

1 開催日時 令和3年6月14日(月) 午前10時30分

2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室

3 招 集 者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濵本 幾男

- 5 通知した議題
- (1)まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為 の禁止について
- 6 出席者

(委員:13名)

演本 幾男、中島 均、森澄 一實、吉村 正義、藤田 昭夫、南野 市治、仁 保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、濱谷 正、宇都宮 康彦

(県及び事務局)

水産振興課		課長	中村	圭吾
	生産振興班	主査	内田	喜隆
	漁業調整取締班	主査	松永	善文
		主査	土井	健一
		技師	藤濱	朋哉
下関水産振興局		主査	魚津	勝
萩・長門農林水産事務所		主査	勢登	章司
山口県日本海海区漁業調整委員会事務局		事務局長	澁谷	賢司
		書記	伊藤	憲彦
		書記	永尾	洋輔

## 7 公聴会の結果

公聴人の出席がなく終了した。

8 審議の概要

造谷事務局長 皆様お待たせいたしました。定刻となりましたが、公聴人の出席が ございませんので公聴会の方はこれで閉じさせて頂きたいと思います。

(10:30 終了)

#### 令和3年度第2回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

## 【委員会】

1 開催日時 令和3年6月14日(月) 公聴会終了後

2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室

3 招 集 者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濵本 幾男

4 開催通知を 令和3年6月3日

発した日

5 通知した議題

第1号議案 山口県資源管理方針の一部改正について

第2号議案 特定水産資源(まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)の令

和3管理年度における知事管理漁獲可能量の公表について

第3号議案 まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る

遊漁案内行為の禁止について(委員会指示更新)

第4号議案 漁業法第67条第8項の規定に係る申請要領(平成16年12月13

日施行)の一部改正について

その他

報告事項ア 漁業法第67条に規定する知事命令に係る事務取扱要綱(平成16年

12月13日施行)の一部改正について

報告事項イ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について

#### 6 出席者

(委員:13名)

濵本 幾男、中島 均、森澄 一實、吉村 正義、藤田 昭夫、南野 市治、仁 保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、濱谷 正、宇都宮 康彦

無馬

山村 丰五

# (県及び事務局) 水産振興課

小生派兴味		孫文	中们	土台
	生産振興班	主査	内田	喜隆
	漁業調整取締班	主査	松永	善文
		主査	土井	健一
		技師	藤濱	朋哉
下関水産振興局		主査	魚津	勝
萩・長門農林水産事務所		主査	勢登	章司
山口県日本海海区漁業調整委員会事務局		事務局長	澁谷	賢司
		書記	伊藤	憲彦
		書記	永尾	洋輔

#### 7 傍聴人 なし

#### 8 付議事項及び審議結果

第1号議案 山口県資源管理方針の一部改正について

→原案のとおり適当である旨答申することとした。

第2号議案 特定水産資源(まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)の

令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の公表について

→原案のとおり適当である旨答申することとした。

第3号議案 まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る

游漁案内行為の禁止について (委員会指示更新)

→原案のとおり委員会指示を更新することとした。

第4号議案 漁業法第67条第8項の規定に係る申請要領(平成16年12月13

日施行)の一部改正について

→原案のとおり一部改正することとした。

その他

報告事項ア 漁業法第67条に規定する知事命令に係る事務取扱要綱(平成16年

12月13日施行)の一部改正について

→水産振興課より報告を行った。

報告事項イ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について

→水産振興課より報告を行った。

#### 9 審議の概要

澁谷事務局長

定刻になりましたが公聴人の出席がございませんので公聴会の方は 閉じさせていただいて、ただ今から、令和3年度第2回山口県日本海 海区漁業調整委員会を開催します。県は席の移動をお願いします。

本日は委員定数15名のうち、13名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

議事に入ります前に会長のほうからご挨拶をお願いいたします。

濵本会長

多忙な折、委員の皆様にはご参集いただきありがとうございます。 本日は、今年度2回目の委員会ということで、次第のとおり議事が予 定されておりますので、慎重な審議をお願いします。

円滑な議事進行にもご協力をお願い致しまして、はなはだ簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

澁谷事務局長

ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、濵本会長さんお願い致します。

演本会長議事に先立ち、まずは議事録署名人を指名いたします。今回は水津委員、佃委員にお願いします。

演本会長 第1号議案「山口県資源管理方針の一部改正について」を上程いた します。事務局から説明をお願いします。

永尾書記 お手元の資料の1ページをお開きください。令和3年6月9日付け で山口県知事から日本海海区漁業調整委員会長あてに諮問がなされて おります。

内容につきましては水産振興課から説明いたします。

内田主査 (資料に沿って説明)軽微な文言の修正については事務局に一任いた だければと思います。

濵本会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

(質疑なし)

渡本会長 他にご意見等がなければ、第1号議案の諮問について、原案のとおりで適当である旨答申してよろしいですか。

(異議なし)

演本会長 全員異議なしと認めます。第1号議案は原案どおりで適当である旨 答申することとします。

渡本会長 続いて、第2号議案「特定水産資源(まさば対馬暖流系群及びごま さば東シナ海系群)の令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の 公表について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

永尾書記 お手元の資料の23ページをお開きください。令和3年6月9日付け で山口県知事から日本海海区漁業調整委員会長あてに諮問がなされて おります。

内容につきましては水産振興課から説明いたします。

内田主査 (資料に沿って説明) これから国の承認を受けるにあたり、軽微な文 言の修正については事務局に一任いただければと思います。

演本会長 ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

中島委員

確認ですが、サバ1500tの枠付けですが、全国的にひっ迫しない限り2倍の追加があると、ほぼ同量の追加があると。ということは2倍までは通常であれば漁獲ができるだろうということで、過去平成20年からの実績を見ると3000tいったことがないということで、それぐらいの気持ちでいいということですよね。

内田主査

33ページにあるように過去の実績から獲っても2000 t で、追加ルールで当初枠の2倍までは可能とされているので、よほど全国どこでもサバだらけとなれば、山口県に2倍まで配分できるかどうかの議論になるかもしれませんが、なかなかそこまでは想定されないと思うので、当初の倍までの枠内で対応していくことになるかと思います。またそういった状況になれば他県と融通など県として対応します。

濵本会長

他にご意見等がなければ、第2号議案の諮問について「原案のとおりで適当である旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

濵本会長

異議なしと認めます。第2号議案は「原案のとおりで適当である旨 の答申をする」こととします。

濵本会長

続いて第3号議案「まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び 当該まきえづりに係る遊漁案内行為の禁止について」を上程いたしま す。事務局から説明をお願いします。

伊藤書記

(資料に沿って説明)

水津委員

この件については第1回から関わっていますが、これ操業時間の内容が書いてない。朝7時から納竿は午後3時で帰れとか。操業時間を決めたのは、昔この辺で長縄を延える船が多いからその人の邪魔にならないように午前7時からにしようとなった。

伊藤書記

45ページに承認証の様式がありますが、その中の制限又は条件の 部分に記載をしています。

水津委員

わかりました。

濵本会長

ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

(質疑なし)

適本会長 他にご意見等がなければ、第3号議案は原案のとおり委員会指示を 更新することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

濵本会長 異議なしと認めます。第3号議案は原案のとおり可決されました。

渡本会長 続いて第4号議案「漁業法第67条第8項の規定に係る申請要領の 一部改正について」を上程いたします。事務局から説明をお願いしま す。

伊藤書記 (資料に沿って説明)

濱本会長 ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

(質疑なし)

演本会長 他にご意見等がなければ、第4号議案は原案のとおり一部改正することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

演本会長 異議なしと認めます。第4号議案は原案のとおり改正することとします。

濵本会長 本日の議案は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「漁業法第67条の規定 に係る事務取扱要綱の一部改正について」を水産振興課より報告をお 願いします。

土井主査 (資料に沿って説明)

**濵本会長** ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

(質疑なし)

渡本会長 続いて、報告事項イ「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更 について」を水産振興課より報告をお願いします。

内田主査 (資料に沿って説明)

**演本会長** ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

(質疑なし)

濵本会長 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、他に何かありますか。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了します。 慎重なご審議ありがとうございました。

(11:18 終了)